

## 令和2年度第9回教育委員会定例会会議録

1. 日時 令和2年12月18日 午後3時

2. 場所 矢巾町公民館1階会議室

3. 出席委員

教育長	和田	修
教育長職務代理者	大坊	一男
委員	掛川	はるな
委員	齊藤	学
委員	漆原	祥子

4. 説明のために出席した職員

学校教育課長	田中	館和昭
子ども課長補佐	細越	一美
学校給食共同調理場所長	村松	康志
学校教育課長補佐	田村	琢也
学校教育課総務係長	照井	和歌子

5. 開会

午後3時、令和2年度第9回教育委員会定例会を開催する旨を宣した。

6. 委員点呼

委員全員の出席を確認し、会議が成立する旨述べた。

7. 会期の決定

12月18日の一日と決定する。

8. 報告

○教育長

それでは4. 報告に入ります。報告第42号「矢巾町奨学金貸付基金条例の一部を改正する条例について」、それから関連しますので報告第46号「矢巾町奨学金貸付基金条例施行規則の一部を改正する規則について」事務局より説明をお願いします。

○学校教育課総務係長

別紙資料に基づき朗読する。

○学校教育課長

別紙資料に基づき説明する。

2ページをお開きください。議会定例会の12月会議におきまして、こちらの奨学金貸付基金条例の一部を改正する条例を提案させていただきました。内容につきましては、3ページ以降になります。今回の趣旨でございますけれども、現在の奨学金でございますが、貸付をする貸与型のみの奨学金でございましたけれども、これを来年度から返還の必要のない給付型を創設するものでございます。それによりまして、これまでの貸付型を一般奨学金、給付型を特別奨学金と呼んで今後運用していこうというものでございます。なお、給付型の特別奨学金に関しましては、第5条第2項の部分ですね、対象となる奨学生は生活保護を受けている、あるいはこれに準ずる程度に

生活に困窮している者という風に考えております。この給付型を創設することによりまして、条例の題名でございますけれども、貸付基金となっておりますのでこれを改正いたしまして、名称を矢巾町奨学金基金条例とするものでございます。

続きまして、23 ページをお開きください。条例の改正に伴いまして、施行規則の方も改正を行っております。まず題名でございますけれども、先ほどお話しした通り条例名を改正しましたので、規則名も矢巾町奨学金基金条例施行規則と改正いたします。細かい部分は条例の施行に合わせて改正するのですが、大きい部分でございます。24 ページをお開きください。第9条第2項でございますけれども、一般奨学金の返還ということで、現在は貸付型の奨学金を返還する場合は貸付期間の2倍以内という期間だったのですが、これを返還の期間を3倍以内と伸ばす方向で改正を行っております。これは1ヶ月当たりの返済金額を軽くすることによって返しやすくするという趣旨でございます。それから第13条第2項に新しく加えたのですけれども、給付型の奨学金創設にあたりまして、やはり所得状況の確認というのは非常に、返還が必要ございませんので、所得状況の確認をかなり厳密にやっていく必要があるということで特別奨学金の給付を受けている方に関しては、毎年度所得関係の書類を出してもらうということになります。

追加で説明です。4ページをお開きください。第11条の部分なのですが、返還する場合なのですけれども、改正前は貸付期間が満了した月の翌月からとなっておりますが、今回これを翌々月と改正しております。これは、例えば3月で学生を終わった場合、満了した翌月だと4月からの返還となるのですけれども、職場によっては給料が月末締め翌月払いというところもあるかと思っておりますので、そういった場合になかなか返還が最初の月は大変になってくるかと思ひまして、翌々月ということで1ヶ月伸ばす改正を行っております。

○教育長

報告第42号及び報告第46号について、何かご意見、ご質問等ございませんか。  
(全員なしの声)

○教育長

次に、報告第43号「矢巾町立徳田児童館、矢巾町立煙山児童館及び矢巾町立不動児童館に係る指定管理者の指定に関し議会の議決を求めることについて」、並びに関連しますので報告第44号「矢巾町立矢巾東児童館に係る指定管理者の指定に関し議会の議決を求めることについて」事務局より説明をお願いします。

○学校教育課総務係長

別紙資料に基づき朗読する。

○子ども課長補佐

別紙資料に基づき説明する。

資料は7ページと9ページをご覧になっていただければと思います。町内の4児童館につきましては、指定管理という形でそれぞれの業者さんたちに業務を委託しております。来年度から3年間ということでまた指定管理をお願いしたいということでございまして、12月の議会で、徳田児童館、煙山児童館、不動児童館については矢巾

町社会福祉協議会、矢巾東児童館につきましては特定非営利活動法人矢巾ゆりかごに対し指定管理をお願いしてよろしいかという風なことをご提案申し上げました。そして可決していただきましたことをご報告申し上げます。期間につきましては、3年間ということでお願いしておりますが、こちらの法人さん方は平成18年度から5期15年にわたって指定管理をお願いしております、業務についても非常に誠実に行っていただいております。良好に施設の管理もしていただいております。地域に根差した児童館を目指して、事業についてもすごく工夫をしていただいているところでございますのでご報告申し上げます。

○教育長

報告第43号、報告第44号について、何かご意見、ご質問等ございませんか。  
〈全員なしの声〉

○教育長

次に、報告第45号「令和2年度矢巾町一般会計補正予算第9号（教育委員会関係）について」、事務局より説明をお願いします。

○学校教育課総務係長

別紙資料に基づき朗読する。

○学校教育課長

別紙資料に基づき説明する。

まず最初に学校教育課関係についてご説明させていただきます。17ページをお開きください。教育費の小学校費でございますけれども、右の説明欄のところでございますが、小学校維持管理事業の増ということで燃料費を減にして光熱水費を増しておりますが、これは今年コロナの関係で春先からなんですけれども、各学校エアコンを使っておりますので、電気料がかなりかさんでいるところがありまして電気料を増にするものでございます。逆にボイラーに関して、ボイラーよりエアコンを主に使っているということがあったので燃料費は減をしております。続きまして、18ページをお開きください。かなり△マークがついておりますけれども、コロナの関係で行事等ができなかったものについては減をしております、それを他の財源に充てております。工事請負費ということで1,169,000円ほど増にしてございますが、これはそれぞれの学校の修繕関係で追加で予算の増額を行ったものでございます。それから小学校教育振興事業の減にはなっておりますが、その中で学校情報通信ネットワーク環境整備業務委託料6,884,000円となっておりますけれども、こちらに関しては今年度GIGAスクール構想で、ネットワークの構築ですとか端末の整備を行っておりますけれども、その中で実際その端末を使ってドリルとかをやるコンテンツを追加で整備したいと思っておりますのでこの分を増しております。基本的には中学校も小学校と同じような補正となっております。

○子ども課長補佐

別紙資料に基づき説明する。

15ページをご覧ください。大きなところだけお話ししていきたいと思っておりますけれども、まず金額的に大きなところにつきましては、児童手当の対象児童数は減っては

いるのですけれども、児童手当自体の制度によりまして支給額が変わってくる場合があります。その構成の変更がございまして、実際の補正額は変わらないのですけれども、児童手当の額が補正の対象となっております。それから額は大きくないのですけれども、児童福祉施設費の補正の中に私立保育園助成事業の増ということで574,000円を計上してございます。こちらは小規模保育事業運営費補助金というものと、児童福祉費産休代替補助金ということで2つありますけれども、そのうちの1つの小規模保育事業運営費補助金を説明したいと思いますが、こちらは矢巾町に新たに小規模事業所が2事業所ができます。1つはにこにこ保育園矢巾というところで、場所は徳永整形外科の傍でございます。もう1つは未来保育園というところでやはぱーくの通りでございます。今年度1月からが未来保育園の予定ではありますけれども、にこにこ保育園は来年度か今年度中の予定ではございますが、まだ開所の時期がはっきりしておりません。こちらの事業所について補助金が今年度中に発生するかもしれないということでの増額になっております。16ページをご覧ください。こちらにつきましても、認定こども園、それから地域型保育給付費の増ということで金額は大きいんですけれども、こちらは町の財政事情によりこのタイミングでの増額補正といったことではございますので、これに伴って歳入の方も増額補正となっておりますのでご報告申し上げます。

#### ○学校給食共同調理場所長

別紙資料に基づき説明する。

14ページをご覧ください。歳入になりますけれども、教育費雑入ということで「いわて牛・いわて短角牛学校給食の日」利用助成事業助成金の減200,000円ということなのですが、これは毎年全農の方から県産牛を使った給食を出した場合にいただいていた助成金なんですけれども、今年度は県の事業でコロナ禍で畜産農家が非常に困窮しているということで県が負担して牛肉を無償で提供してくれるという事業をやっております。それがやられるためにこれが無くなったということではございます。ちなみに矢巾では5回、その事業を行なっております。あと1月と2月に行う予定です。そして歳出の方にまいります。21ページをご覧ください。学校給食費ということで、説明欄の方でご説明いたしますけれども、普通旅費に関してはコロナ禍で研修が無くなったことによる減、印刷製本費は遅れていました。ゆうちょ銀行との調整が整いましたので、ゆうちょ銀行専用の口座振替の様式を印刷するためのものです。大体100人くらい手を挙げておりましたので、年明けに発送して処理をしていきたいと思っております。光熱水費につきましては、先ほどありました通り学校の方で、実は不動小学校と調理場は同じメーターを使っておりまして、不動小学校の分の電気料も調理場で払っているものですから、その使用量が増えているということで増額させていただいたものでございます。

#### ○教育長

報告第45号について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

〈全員なしの声〉

○教育長

次に、報告第 47 号「矢巾町教育委員会の活動報告について」、事務局より説明をお願いします。

○学校教育課総務係長

別紙資料に基づき朗読する。

○教育長

報告第 47 号について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

〈全員なしの声〉

## 9. 議事

○教育長

それでは、5. 議事に入ります。本日事務局からの議事はございません。

## 10. その他

○教育長

6. その他に入ります。報告（1）令和 2 年矢巾町議会定例会 1 2 月会議一般質問（教育委員会関係）について、事務局より説明をお願いします。

○学校教育課総務係長

別紙資料に基づき説明する。

○教育長

報告（1）について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

〈全員なしの声〉

○教育長

次に、報告（2）町内小中学校における事故・問題行動等の発生状況について、事務局より説明をお願いします。

○学校教育課長

別紙資料に基づき朗読し説明する。

○教育長

報告（2）について、ほかに何かご意見、ご質問等ございませんか。

〈全員なしの声〉

○教育長

次に、報告（3）子ども課関係事業について、事務局より説明をお願いします。

○子ども課長補佐

別紙資料に基づき説明する。

○教育長

報告（3）について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

〈全員なしの声〉

○教育長

次に、報告（４）学校給食共同調理場運営状況について、説明をいたします。  
別紙資料に基づき説明する。

○教育長

報告（４）について、何かご意見、ご質問等ございませんか。  
〈全員なしの声〉

○教育長

次に、行事予定について、事務局より説明をお願いします。

○学校教育課総務係長

別紙資料に基づき説明する。

○教育長

その他ございませんか。

○齊藤委員

成人式はどのようになりますか。

○教育長

今日、私たちの方にも説明があったのですが成人式は行うそうです。ただし、そこに出席するのは、成人者と学級担任だった恩師だけということです。あとは消毒等のいろいろなことで文化スポーツ課の職員がそれに関わるということで、それ以外の方々については参加しないと。それで参加する成人者についてはPCR検査を受けてもらうということで、前日に公民館に来てPCR検査を受けて、すぐ結果が出るやつだそうです。それを受けて陰性である人、あとは陰性でなかった場合には二度三度繰り返してそれでも陰性でないということであれば陽性ということになりますから、その方は参加できないということになりますけれども、そういう風な対応をしながら成人式を開催するということだそうです。

○教育長

その他ございませんか。

○学校教育課長補佐

私の方から例年２月に開催しております、児童生徒の顕彰メダル授与式について報告いたします。予定では来年の２月２３日の午前中に開催予定だったのですが、今お話ししたようなコロナの感染予防の関係で、先日開催されました校長会議で中止ということになりました。ただ該当者に対しては、今まで通りメダルと賞状は学校経由で校長先生の方から該当者におあげするような形を取りたいと考えております。それで来月の教育委員会において、今年度の該当者１０９名ほど今現在いるのですが、その内容を審査いただいてご承認いただければと考えておりますのでよろしく願いいたします。

○教育長

先ほど齊藤委員から質問があったことについては、成人者に対して二次案内ということで文書は発送したそうですので、それで今お話しをさせていただきました。あと

は関連して言うと、卒業式も今年度最初の入学式と同様に、一番大事なところはやはり卒業生、そして保護者ということですので、来賓については参加していただかないでということ。あとは教職員と、在校生についてはその学校によって、小学校、中学校でまた違いますのでそれぞれの形態がありますから、できるだけ少ない形でいろんな配慮をしながらということでの卒業式ということで先日の校長会議では話をしております。

○教育長

あとはございませんか。

〈全員なしの声〉

○教育長

それでは、以上をもって本日の会議を終了いたします。

(午後 3 時 37 分)

以上、会議の大要を記録しここに署名する。

令和 年 月 日

矢巾町教育委員会

教育長

教育長職務代理者

委 員

委 員

委 員